

毎週火、金曜日発行（但休日になると）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
（送日）

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 公有水面埋立地の区域編入  
字の区域の変更  
昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号の  
一部改正  
昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一  
部改正  
二等陸上等の採用試験の日時及び場所  
ふ化業者の登録  
家畜伝染病予防法による豚コレラ予防注射の  
実施  
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施  
土地の公用廃止
- ◇公告 二級建築士試験の合格者

## 告示

### 鳥取県告示第五百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九條第一項の規定に基づき、次の公有水面埋立地を昭和三十九年六月二十三日から東伯郡羽合町大字上浅津字宮ノ本の区域に編入したので告示する。

昭和三十九年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

羽合町大字上浅津字宮ノ本一六ノ一、二一ノ一地先

一八九・九七平方メートル

羽合町大字上浅津字宮ノ本五ノ六、五ノ二、五ノ四、六

八一〇・〇〇平方メートル

羽合町大字上浅津字宮ノ本一、二ノ一、一ノ三二、三ノ四

六一七・六〇平方メートル

地先

### 鳥取県告示第五百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九條第一項の規定に基づき、倉吉市の区域内の字の区域を昭和三十九年八月二十五日から、次のとおり変更











豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 昭和三十九年九月二十七日から十月二十六日まで

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第百二十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して、検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年九月八日

鳥取県知事 石 破・二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
結核病検査及びブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応  
ブルセラ病検査……急速凝集反応及び試験管凝集法  
ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査  
肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査  
肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与  
ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域
九月 十六日	東伯町
〃 十八日	〃
〃 二十一日	〃
〃 二十二日	〃
〃 二十五日	〃
〃 二十八日	〃
〃 二十九日	〃
〃 三十日	〃
十月 二日	〃
〃 五日	〃
〃 七	〃
九月二十一日	日南町
〃 二十二日	〃
〃 二十四日	〃
〃 二十五日	〃

実施場所

- 一向、野井倉、中津原 検査場
- 別宮、古長、法万、杉地
- 福永野田、赤松、大杉、山田
- 中尾、上伊勢
- 下伊勢、金市、二軒屋
- 笠見、田越
- 保、徳万、丸尾、八橋
- 下光好、上光好、樺井、上勤
- 公文、三保
- 効、美好、下大江
- 花口、神戸上
- 宗金
- 花口、神戸上
- 宗金



